

般の縦覧に供する。

平成 15 年 10 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	268号線	水俣市大字深川字手掛 1071番1地先から 同 所 同 字 1087番1地先まで	前	10.4 ～ 12.6	70.5	国 交 安
			後	11.4 ～ 15.0		
一般 県道	高 森 竹田線	阿蘇郡波野村大字中江字山ノ上 1264番 地先から 同 所 同 字 1262番 地先まで	前	4.5 ～ 8.0	156.5	単 交 安
			後	4.8 ～ 18.4		

2 区域変更する期日 平成 15 年 10 月 8 日

熊本県告示第 985 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 15 年 10 月 8 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 10 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	445号	上益城郡御船町大字滝尾字前田 2746番1地先から 同 所 字前田又 2787番1地先まで	前	6.5 ～ 7.0	212.0	国 防 災
			後	7.0 ～ 60.0		

2 区域変更する期日 平成 15 年 10 月 8 日

熊本県告示第 986 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 15 年 10 月 8 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 10 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	人吉市下林町 同所	前	12.8 ～ 13.9	151.0	24条 工事
			後	13.1 ～ 17.6		

2 区域変更する期日 平成15年10月8日

熊本県告示第987号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年10月8日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年10月8日

熊本県知事 潮谷義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	南小国 波野線	阿蘇郡一の宮町大字萩の草字花立石 305番2地先から	89.0	緊道整
		同所 同字 305番8地先まで		
"	別府 一の宮線	阿蘇郡一の宮町大字三野字城山 331番1地先から	140.0	緊道整
		同所 同字 341番2地先まで		

2 供用開始する期日 平成15年10月8日

熊本県告示第988号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年10月8日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年10月8日

熊本県知事 潮谷義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	山鹿市大字鍋田字山添 1423番1地先から	285.0	単交安
		同所 字丸山口 1501番1地先まで		

2 供用開始する期日 平成15年10月8日

熊本県告示第989号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年10月8日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年10月8日